

被災者生活再建支援法の改正に関する緊急提言

被災者生活再建支援制度については、平成16年3月の改正時の附帯決議を受け、現在、見直しが進められている。

これまでの制度の適用状況を見ると、居住安定に係る支援については、支給限度額をはるかに下回るなど、制度目的を達成するために十分な機能を果たしていない。また、年齢・年収等の要件や用途の制限などにより、非常に複雑な制度となっていることに加え、申請に当たって金額等の確認書類が必要となる等手続きが煩雑なものとなっている。

被災地の復旧・復興に当たっては、被災した個人住宅の再建が極めて重要であり、被災者生活再建支援制度の充実を図ることにより、被災者や被災地のニーズに沿った支援が円滑に行われるよう、以下の事項について強く求めるものである。

記

- 1 住宅本体の建築費・補修費、地盤の改良や宅地の補修費用等を対象とし、年齢・年収要件を緩和する等被災者のニーズに沿った支援制度とすること。
- 2 用途を確認する契約書等の添付を求めることなく支給を可能とするよう手続きを簡素化すること。
- 3 これから生活再建が本格化する被災地に対し、被災者の再建意欲をそぐことのないよう、今まさに生活再建に向かおうとしている被災者に対しても改正法を適用すること。
- 4 災害救助法の適用条項の違いにより、被災者生活再建支援法の適用を受けられないことがある。同一の災害により同程度の被害を受けた者の支援に不均衡が生じないように、災害救助法の適用を受けた市町村については、被災者生活再建支援法も適用を受けることができるようにすること。

平成19年11月8日

北海道東北地方知事会

北海道知事	高橋	はるみ
青森県知事	三村	申吾
岩手県知事	達増	拓也
宮城県知事	村井	嘉浩
秋田県知事	寺田	典城
山形県知事	齋藤	弘
福島県知事	佐藤	雄平
新潟県知事	泉田	裕彦

地方分権改革の推進に関する緊急提言

4月に発足した地方分権改革推進委員会は、地方分権改革の目指すべき方向性として、地方政府の確立、国の地方支分部局等の廃止・縮小、条例の上書き権を含めた条例制定権の拡大、地域間の財政力格差の縮小等を「基本的な考え方」として5月に打ち出した。その後の調査審議を経て、まもなく、新分権一括法案に盛り込むべき事項についての勧告の土台となる「中間的なとりまとめ」を行うところであり、地方分権改革の推進に期待が高まっている。この推進のため、我々としても、これまで以上に行財政改革に努め、住民の信頼確保と行政能力の向上に一層努力していく決意である。

我々が理想とする分権型社会とは、中央集権型のシステムからの転換を図ること、すなわち、これまで国会と内閣が決めてきたことを地方議会と首長が決めるしくみに改めることにより実現される、住民が安全・安心に暮らせる豊かな社会、さらには地域の個性を活かした多様性と創造性にあふれた社会である。

こうした分権型社会の実現のためには、「地方にできることは地方が担う」という原則の下、国と地方の役割分担を見直し、権限・事務・財源の一体的移譲を実施することが不可欠である。とりわけ、人口減少が加速している地方においては、住民自らが生活の維持や産業の活性化のために何が必要かを考え、実行に移せるようにすることが重要であり、そのための権限の移譲と財政基盤の充実強化が必要である。

しかし、全国知事会の「分野別検討状況のまとめ」に対する意見を見ても、国の府省の地方分権改革に対する姿勢は消極的である。我々は分権型社会の実現のため、あらゆる困難を乗り越えていく覚悟であり、以下の事項について、「中間的なとりまとめ」やその後に引き続く勧告に反映し、実現することを強く求めるものである。

- 1 当面、国税と地方税の税源配分5：5を目指して税源を移譲するとともに、地方消費税の充実などにより地域偏在性が少なく、安定した税収確保が可能となる地方税体系を構築すること。また、地方交付税総額の減少要素とならない形で、税源の移譲に伴う税収の偏在を是正する措置を確実に講じること。
- 2 地方の自主性を損なわずに標準的な行政サービスが提供でき、地方交付税制度が有している地域間格差の是正機能が発揮されるよう、地方交付税総額を復元・充実すること。

- 3 地域の実情にあった行政運営を進め、住民満足度を最大化するため、国から都道府県、都道府県から市町村に権限を移譲し、国の関与・義務付け等を廃止・縮小すること。
- 4 国庫補助負担金件数の削減、国の地方支分部局の廃止・縮小により、二重行政を廃し、国・地方を通じた簡素で効率的な行政組織を確立すること。
- 5 国と地方の真の対等・協力関係の構築を図り、政府と地方の代表者等が協議を行い、地方の意見を政府の政策立案、執行に反映できるよう「(仮)地方行財政会議」を法律に基づき設置すること。

平成19年11月8日

北海道東北地方知事会

北海道知事	高橋	はるみ
青森県知事	三村	申吾
岩手県知事	達増	拓也
宮城県知事	村井	嘉浩
秋田県知事	寺田	典城
山形県知事	齋藤	弘
福島県知事	佐藤	雄平
新潟県知事	泉田	裕彦

自治体病院の再編・ネットワーク化の推進に関する緊急提言

北海道東北地方は、全病床数に占める自治体病院の割合が全国と比べて高いなど、自治体病院が地域の医療を支える上で大きな役割を担ってきたが、急速な少子高齢化の進行や新しい臨床研修制度等による医師不足の深刻化、三位一体の改革や医療制度改革等による影響などにより、自治体病院を取り巻く環境はますます厳しさを増し、予断を許さない状況となっている。

こうした中、「経済財政改革の基本方針 2007」において、総務省が平成 19 年内に公立病院改革のガイドラインを示し、各自治体が経営指標に関する数値目標を設定した改革プランを策定するよう求めている。また、総務省は、都道府県に対し、二次医療圏単位での自治体病院の再編・ネットワーク化に向け、有識者を含めた検討・協議を行い、平成 20 年度までに再編等に係る計画を策定し、実施していくよう促している。

北海道東北地方の自治体病院は、各地域の医療体制に応じて、様々な形態での再編の検討が進められているが、国の自治体病院の再編・ネットワーク化に対する支援は、地方財政措置に時限措置があり、また、再編に伴う中核病院の建設・改修費負担、累積した不良債務の解消など、自治体病院の広域的な再編を進めていく上で地域が抱えている課題を解消するには十分とはいえず、更なる充実が必要である。

このため、多様な地域のニーズに応え、地域の医療資源を有効活用し、自治体病院が統合再編する場合、このような地域における取組みが円滑に進むよう、支援の充実を強く求めるものである。

平成19年11月8日

北海道東北地方知事会

北海道知事	高	橋	はるみ
青森県知事	三	村	申 吾
岩手県知事	達	増	拓 也
宮城県知事	村	井	嘉 浩
秋田県知事	寺	田	典 城
山形県知事	齋	藤	弘
福島県知事	佐	藤	雄 平
新潟県知事	泉	田	裕 彦

道路除排雪経費の財源の確保に関する緊急提言

豪雪は道路機能を完全に麻痺させ、長期にわたり集落が孤立するなど、社会経済や住民生活に深刻な影響を与えているほか、道路除排雪費等の増大は、地方公共団体の財政を圧迫する要因ともなっている。

地方公共団体の除排雪経費については、普通交付税で積雪の度合いに応じて寒冷補正により標準的な所要額が措置されており、また、豪雪の年などにおいて除排雪経費が多額にのぼるような団体については特別交付税によって別途措置されることとなっている。

しかし、豪雪の年においては、除排雪経費の中で特に大きなウエイトを占める道路除排雪事業に要する経費が多額となり、全国ベースの総額の枠内で災害に関する経費など様々な特別経費を算定している現行の特別交付税では十分な措置が期待できない状況にある。

また、県に対する雪寒法による除雪費補助制度においても、必要額が確保されていない。

一方、昨年度のような異常少雪時には、除雪事業を民間委託により実施している場合、機械の稼働時間によって委託料を支払うため、ほとんど収入のない事業者が多数発生し、中には、除雪機械の更新ができないなどの理由で、除雪事業から撤退する民間事業者も出てきており、除雪事業を持続して実施していくためには、除雪オペレータ及び除雪機械を確保する制度の拡充が必要となっている。

雪国にとって、冬期間の交通確保は重要な課題であり、除雪費補助の拡充などにより、必要額を安定的に確保するため、道路特定財源のさらなる活用を図るなど適切な措置を講じるよう強く求める。

平成19年11月8日

北海道東北地方知事会

北海道知事	高橋	はるみ
青森県知事	三村	申吾
岩手県知事	達増	拓也
宮城県知事	村井	嘉浩
秋田県知事	寺田	典城
山形県知事	齋藤	弘
福島県知事	佐藤	雄平
新潟県知事	泉田	裕彦

地方の経済的自立のための抜本的な制度改革に関する緊急提言

経済のグローバル化、三位一体改革による地方交付税の削減や公共事業の減少などにより、地域経済や自治体財政は非常に厳しい状況にある。

昨今の景気拡大局面においても、地方では景気回復を実感できず、依然として人、物、金などの大都市圏への集中が続き、地域間格差は拡大している。

また、そもそも過疎、離島、豪雪地帯などの条件不利地域と有利地域とでは、産業基盤や教育環境などの面でスタートラインに差が存在している。

こうした差を縮め、地方が都市とともに発展するためには、地方への企業立地を促進するなど、地域経済基盤の確立や働く場の確保により、定住を促すことが不可欠である。

そのためには、これまでの交付税措置や過疎対策といった施策では不十分であり、税制度をはじめ全国一律に適用している制度や仕組みを、地域の経済力などに応じて大胆に変える制度の構築が必要である。

政府においては、こうした地方の実情を踏まえた上で、地方の経済的自立のための抜本的な制度改革に取り組むよう強く求める。

平成19年11月8日

北海道東北地方知事会

北海道知事	高橋	はるみ
青森県知事	三村	申吾
岩手県知事	達増	拓也
宮城県知事	村井	嘉浩
秋田県知事	寺田	典城
山形県知事	齋藤	弘
福島県知事	佐藤	雄平
新潟県知事	泉田	裕彦